

「徳島県消費者市民社会の構築に関する条例(案)」に係るパブリックコメントの結果について

- (1)募集期間 平成30年7月6日(金)から平成30年8月2日(木)まで  
 (2)意見提出件数 10件  
 (3)御意見の概要と考え方について

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>県民の間にエシカル消費という言葉は、まだまだ浸透していないように思うので、今回の条例制定を機に、まずは県が中心となり「エシカル消費」という言葉を定着させることから始め、消費者、事業者、関係団体が各々の役割を果たすことにより、消費者市民社会の実現を目指してほしい。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>県議会としましては、この条例制定を契機とし、県、消費者、事業者、関係団体がそれぞれの役割についての理解を深め、消費者市民社会の構築に向けて、更なるエシカル消費の普及・推進がなされるよう、県等の取組を後押ししてまいりたいと考えております。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p>
2	<p>徳島県では、学校を中心に消費者教育は進んでいますが、県民全体への広がりはまだです。消費者市民社会という言葉も知らない人が多く、あらゆる世代への啓発が必要だと思えます。</p> <p>消費者市民社会を目指して事業活動を行う事業者を、行政やマスコミでどんどん紹介して、消費者の選択の幅を広げてほしいです。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>県議会としましては、この条例の制定を契機とし、エシカル消費に対する県民の皆様の御理解が深まり、消費者市民社会の構築に向けて、更なるエシカル消費の普及・推進がなされるよう、県等の取組を後押ししたいと考えております。</p> <p>事業者等の取組等については、様々な機会を捉えて、県民に情報発信がなされるよう、関係部局にお伝えします。</p>
3	<p>エシカル消費という言葉が社会に浸透しつつあるが、実際にそれについて理解しているかという点、どうなんだろうと思う。</p> <p>この条例が制定され、県や関係団体がエシカル消費に関する取組を更に推進されることで、県民の理解が深まることを期待します。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>県議会としましては、この条例の制定を契機とし、エシカル消費に対する県民の皆様の御理解が深まり、消費者市民社会の構築に向けて、更なるエシカル消費の普及・推進がなされるよう、県等の取組を後押ししたいと考えております。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p>

<p>4</p>	<p>我々を取り巻く環境は、過去に比べ大きく変化しており、地球温暖化によるものか、我が国における今年の酷暑や豪雨災害、さらには地球規模での気候変動が続いています。</p> <p>また、最近では「プラスチックごみによる海洋汚染」の問題が大きくマスコミに取り上げられるなど、環境問題がひとときわ注目を集めています。</p> <p>このような状況の中、本県が先鞭をつけ、このような条例を制定することは非常に時宜を得たものであると評価します。我々消費者一人一人の消費行動が、気候変動や経済成長、ひいては世界平和に影響を及ぼしうるものとの自覚と気概を持たせることは、とても困難ではありますが、世界にとって非常に重要なことだと思われれます。</p> <p>徳島県がリーダーシップを持って、この条例の趣旨を県内外、ひいては世界へ広め、消費者、事業者、行政など関係者が一体となり大きなうねりを持った事業展開がなされるよう期待します。</p> <p>また、今後どのような活動により、この条例の趣旨を広めて行かれるのか分かりませんが、何を持って「成果」とするのが見えにくい活動になると思いますので、粘り強く、いろいろな活動を「持続」して実施して下さることを期待します。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>また、条例制定の趣旨に御賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>県議会としましては、この条例の制定を契機とし、エシカル消費に対する県民の皆様の御理解が深まり、消費者市民社会の構築に向けて、更なるエシカル消費の普及・推進がなされるよう、県等の取組を後押ししたいと考えております。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p>
<p>5</p>	<p>社会経済情勢及び地球環境にも配慮した消費行動を行うことは、良いことだと思います。地産地消や食品ロスをなくす取組など、施策の推進をお願いします。</p> <p>ただし、この行動により、民間事業者の営業活動を圧迫することのないよう配慮をお願いします。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>また、条例制定の趣旨に御賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>県議会としましては、この条例の制定を契機とし、エシカル消費に対する県民の皆様の御理解が深まり、消費者市民社会の構築に向けて、更なるエシカル消費の普及・推進がなされるよう、県等の取組を後押ししたいと考えております。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p>

6	<p>現在、県内の高校では消費者教育が実施されているということで、消費者教育が推進されることは大変良いことだと思います。</p> <p>条例の制定を機に、エシカル消費という言葉が認知され、これまで学生時代に消費活動に関する学習機会があまりなかった我々社会人も、改めて消費生活について考え、行動に変えていくことでより良い社会となることを期待します。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。 また、条例制定の趣旨に御賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>県議会としましては、この条例の制定を契機とし、エシカル消費に対する県民の皆様の御理解が深まり、消費者市民社会の構築に向けて、更なるエシカル消費の普及・推進がなされるよう、県等の取組を後押ししてまいりたいと考えております。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p>
7	<p>これからの地球を大切にしていくためにも、みんなで考えて環境にやさしい生活をするのが大事なので、こういう条例を作るのはとてもいいと思う。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。 また、条例制定の趣旨に御賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>県議会としましては、この条例制定を契機とし、県、消費者、事業者、関係団体のそれぞれの役割についての理解を深め、消費者市民社会の構築に向けて、更なるエシカル消費の普及・推進がなされるよう、県等の取組を後押ししてまいりたいと考えております。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p>

<p>8</p>	<p>本条例について基本的に賛成ですが、消費者教育の推進に関する基本法(以下基本法という。)では、消費者市民社会として、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の社会にわたって内外の社会情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。」とされています。</p> <p>本条例では、エシカル消費が特に取り上げられていますが、消費者の役割としては、エシカル消費に関する知識、情報の習得に努めれば、それだけで良いのでしょうか。エシカル消費というのは、基本法で示されたものの一部であって、例えば、消費生活の多様性の相互の尊重や消費者の積極的な参画という面で、本条例に書かれていることが少ないと思います。県の消費者施策全般について思っていることですが、行政の上からの目線で県民に指示・指導するのではなく、県民自身の積極的な活動を醸成する機運を盛り上げることが必要だと思います。</p> <p>故に、消費者の役割の項に、「消費者は、自分自身の個人的ニーズと幸福を求めるだけでなく、消費や社会生活を通じて地域や家族の幸せを実現すべく努めるものとする。」と追記してはいかがかと提案いたします。</p> <p>なお、県行政に関することですが、少子高齢化や単身世帯の増加、県民人口の急減等もあり、消費者行政のみを縦割り意識で行うのではなく、高齢者福祉との関わりや、少子化対策に消費者行政が関与できる面があるか等、幅広い視野で関係部門・機関と検討を重ねる必要があるのではと提起いたします。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。また、条例制定の趣旨に御賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>条例案第5条において、消費者の役割は、基本理念にのっとり、果たすものとなっており、「消費者の役割の項に、『消費者は、自分自身の個人的ニーズと幸福を求めるだけでなく、消費や社会生活を通じて地域や家族の幸せを実現すべく努めるものとする。』と追記しては」との御意見については、第3条の基本理念からも読み取れることから、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p>
----------	---	---

<p>9</p>	<p>私のパソコンが見にくくて十分読めておりませんが、ちょっと感じたことを述べます。</p> <p>安全・安心な暮らし:「安全だから、安心してもらえる社会」逆に「安心してもらえる、安全な社会」のどちらですか。</p> <p>第四条以下の条文は県の責務に腰が引けている。「する」でいいものを「するものとする」と逃げている、逃げの幅を残している。こんなに逃げ腰では頼りない、もっと県議さんは、勉強を。</p> <p>私は、徳島県消費者協会の下部組織・徳島広域消費者協会の会員だが、このような条例について、徳島県消費者協会から連絡がない。しっかりと、消費者団体に県議会からもPRすべきである。</p> <p>思うところをほんの少し。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>「安全・安心な暮らし」は、安全性を確保することにより、安心という信頼が実感できる暮らしを意図しております。</p> <p>この条例は理念や方針を示したものであり、責務や役割については、条例の趣旨・目的に理解をいただいた上で、自主的な行動を促すということから、条文の語尾は、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>県議会としましても、この条例制定を契機とし、県、消費者、事業者、関係団体が、それぞれの役割についての理解を深めるとともに、連携を図り、消費者市民社会の構築に向けて、更なるエシカル消費の普及・推進がなされるよう、県等の取組を後押ししてまいりたいと考えております。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。</p>
<p>10</p>	<p>消費者市民社会の構築は、重要なことであり、喫緊の課題であると感じる。だからこそ、条例に記載されている県、消費者、事業者、関係団体、それぞれの役割について、しっかり理解し、実践しないと条例制定の意味がなくなる。</p> <p>成立後、県は、具体的にどういった行動を行うのか。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>県議会としましても、この条例制定を契機とし、県、消費者、事業者、関係団体が、それぞれの役割についての理解を深めるとともに、連携を図り、消費者市民社会の構築に向けて、更なるエシカル消費の普及・推進がなされるよう、県等の取組を後押ししてまいりたいと考えております。</p> <p>具体的な取組等については、様々な機会を捉えて、県民に情報発信がなされるよう、関係部局にお伝えします。</p>